

かみの山再生プロジェクトイベント運営等業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この要領は、所沢市（以下「本市」という。）が発注する「かみの山再生プロジェクトイベント運営等業務委託」について、専門的な知識や経験、他自治体等にて同様の業務実績を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

北秋津・上安松地区（以下、「本地区」という。）では、所沢都市計画事業 北秋津・上安松土地区画整理事業が施行中であり、令和6年度中に工事が完了する予定である。

本地区は、所沢市みどりの基本計画において「北秋津周辺保全配慮地区」に指定されており、本地区内の緑地を保全するため、令和3年2月に都・緑・03号あきつの杜及び都・緑・04号かみの山を都市計画決定している。

しかし、土地区画整理事業の工事の影響やナラ枯れによって伐採を余儀なくされた樹木があり、その植生回復が課題となっている。

植生回復にあたっては、かみの山が将来にわたって地域住民に親しまれるものとなるよう、地域の小学生とともに植樹イベントを行うものとし、実施にあたっては、学校教育の趣旨を踏まえ、こどもたちの自然環境への関心を高めるイベント内容が求められる。

これらのことから、イベントの企画立案、運営及び進行管理等について、業務実績のある事業者へ業務を委託するもの。

3 業務概要

(1)業務委託名

かみの山再生プロジェクトイベント運営等業務委託

(2)業務場所

所沢市大字上安松地内外（所沢市立北秋津小学校及び都市緑地「かみの山」の一部）

(3)業務内容

仕様書のとおり

(4)履行期間

契約日から令和6年12月27日まで

※契約日は、選定した事業者との協議による。

(5)上限金額

4,465,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額を超えての提案は無効とする。

※上記の金額に苗木及び杉皮チップの購入費1,676,400円（運搬費、消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとする。

苗木及びウッドチップの規格等については以下のとおりとする。

【苗木】

樹種	シラカシ、アラカシ、スダジイ、アカガシ、シロダモ、ヤブツバキ 等
規格	3年生苗、105mmポット
数量	1500本
想定価格(運搬費及び消費税及び地方消費税を含む。)	1,001,000円

※樹種については、植生調査の結果に基づき変更となる可能性があります。

【杉皮チップ】

数量	18,800リットル
想定価格(運搬費及び消費税及び地方消費税を含む。)	675,400円

4 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、本業務の趣旨を理解し、小学生と行う植樹イベントの運営を適切に遂行する能力を有する者で、企画提案書の提出日から契約締結日までの期間において、次の事項を全て満たしていることとする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者
- (3)国税及び地方税に滞納が無いこと
- (4)所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条の規定に反していない者
- (5)過去15年間（平成21年度から令和5年度まで）に完了した同種・類似業務の受注実績を有する者であること。
- (6)委託業務にあたり、同種・類似業務の実務経験を有する総括責任者を配置できること。

5 スケジュール

事業者の選定に係るスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程（予定）
実施要領の公表	令和6年 7月26日（金）
質疑受付期限	令和6年 8月 2日（金）
質疑回答	令和6年 8月 7日（水）
参加申込・企画提案の提出期限	令和6年 8月15日（木）
一次審査（書類審査）結果の通知	令和6年 8月27日（火）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年 8月29日（木）
最終審査結果の通知	令和6年 9月 4日（水）
契約締結	令和6年 9月上旬以降

6 質疑受付

令和6年8月2日（金）午後5時までに電子メールにて質問書（様式1）を送付する。

※質問を送付した際は、到達確認のため市街地整備課へ電話すること（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

7 質疑回答

令和6年8月7日（水）午後4時までに本市のホームページで回答する。

8 参加申込・企画提案について

(1)受付期限

令和6年8月15日（木）午後5時15分必着

※持参の場合は平日午前8時30分から午後5時15分まで

(2)提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は到達したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合について市は責任を負わないものとする。

(3)提出物

提出物は下記①～⑦に示すものとする。

①参加申込書（様式第2号）

②会社概要（パンフレット可）

③同種・類似業務実績書（様式第3号）

④総括責任者実績調書（様式第4号）

⑤業務実施体制書（様式第5号）

⑥企画提案書（任意様式）

ア 本業務は、所沢市立北秋津小学校の児童と行う植樹イベントの企画立案、運営及び進行管理等を行うものであることから、小学校における教育の目的や学校行事の意義を踏まえた提案とすること。

イ マチごとエコタウン所沢推進計画及び所沢しみどりの基本計画の趣旨を踏まえたみどりの保全・創出が図られるような提案とすること。

ウ 北秋津小学校の児童の自然環境に対する関心を高め、将来的に地域におけるまちなかのみどりの保全につながるような工夫を行うこと。

エ 植樹エリア、植栽樹種、植樹方式については、別途業務委託を行っている「北秋津・上安松地区植樹イベント実施準備業務委託」で決定するものとし、提案事項には含まないものとする。

オ 企画提案書には以下の資料を添付するものとする。

（ア） 企画提案書に関するプレゼンテーション資料

（イ） 業務実施体制書（様式第5号）

（ウ） 業務実施の工程（任意様式）

（エ） 原則として紙面はA4版・両面7枚以内で作成すること。ただし、紙面の都合上、A3版を使用する場合は、A4版に折りたたむこと。

⑦見積書

ア 仕様書を参考に、かみの山再生プロジェクトイベント運営等業務委託に関する見積書を作成すること。

イ 宛先は「所沢市長 小野塚 勝俊」とすること。

(4)提出部数

正本（上記①～⑦） 1部

副本（カラーコピー可） 13部

(5)その他

①提案書及びプレゼンテーション資料等の作成に要する費用については、提案者の負担とする。

②提出された資料については返却しない。

③企画提案書等の提出後、その内容の変更は認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の総括責任者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。

9 優先交渉権者の選定

(1)本市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置する。

(2)選定にあたっては、実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認した後、選定委員会が定める評価基準に従い審査する。なお、参加申込者が1者で

あっても審査を行う。

(3)一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等により審査を実施し、二次審査対象者を選出する。

一次審査の結果については、令和6年8月27日（火）を目途に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問合せには応じない。

(4)二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを実施する。なお、出席者は最大3名とし、詳細については別途、通知によるものとする。

①審査日時：令和6年8月29日（木）

②審査会場：対象者に対して別途通知する。

③発表時間：説明15分以内。説明後、質疑応答10分程度。

※時間・会場は事業者ごと別途通知する。

(5)二次審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。また、優先交渉権者に加え、評価が2番目に高い提案者を次点者として選定する。

(6)最終審査結果は令和6年9月4日（水）に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果については公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

10 審査ポイント

項目	内容	配点	
業務実績	事業者の過去15年間の同種・類似業務の実績が豊富であるか	5	10
	総括責任者の同種・類似業務の実績が豊富であるか	5	
業務体制	総括責任者以外に本業務に従事する主任担当者の人数が豊富であるか	5	5
業務理解度	業務内容を正しく理解しているか	10	10
提案内容	提案内容に実現性があり、学校教育の趣旨を理解した内容となっているか	20	70
	まちごとエコタウン所沢推進計画及び所沢市みどりの基本計画の趣旨を理解した提案となっているか	20	
	提案内容に独自性があり、こどもたちの自然環境に対する関心を高める提案となっているか	20	
	質問に対する受け答えは説得性を持っているか	10	
金額	企画提案内容と見積額が妥当なものであるか	5	5
合計		100	

※評価が最も高い提案者の合計点数が6割に満たない場合は、優先交渉者として特定せず、該当者なしとする。

※合計点数が同点の場合は、提案内容の項目の合計点が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。

11 契約の相手方の決定方法

本市は、優先交渉権者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者が、業務履行に必要な能力を有しない場合等、契約締結に至らなかった場合は、次点者と契約締結の協議を行う。

12 その他留意事項

- (1)提出された企画提案書等については、所沢市情報公開条例に規定する請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (2)本市は、選定された事業者と協議を実施するなかで、業務の具体的な実施に関して、提案書の内容の変更や新たな提案を求めることができる。
- (3)プレゼンテーション審査に使用するプロジェクター、スクリーンは市が準備するものとする。なお、これらの機材を自社で用意する場合は、事前に申し出ること。
- (4)参加申込書の提出以降、辞退する場合は参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

13 提出・問合せ先

☎359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市街づくり計画部市街地整備課 担当：谷（たに）・播磨谷（はりまや）

TEL：(04)2998-9208 / FAX：(04)2998-9163

E-mail：a9208@city.tokorozawa.lg.jp